

三好市まちづくり 基本条例を紹介します



平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。
今回は「第3章 議会及び議員」についてご紹介したいと思います。

「議会の責務」って何？

- ①議会は、市の意思決定機関として、常に市民全体の利益のために活動しなければならない。
- ②議会は、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう、監視、牽制及び政策提言等の権能を行使しなければならない。

議会は法律によって、条例の改廃、予算、決算、徴税についての決定など、行政のチェックや重要な意思決定などを行う権限が定められています。

また法律に定める事項のほか、条例で議会の議決すべきものを定めることができることが規定されています。このように議会の果たす役割は非常に大きいことから、①では、あらためて市の意思決定機関であり市民全体の利益のために活動する責任と義務があることを明記しています。
②では、議会は行政機関が公平、公正かつ効率的に運営されているかの監

視、牽制だけに止まらず、市民の立場に立つて積極的な政策提案を行うべきであるということを決めています。
.....

「議会の情報公開」って何？

- ①議会の会議は、原則として公開しなければならない。
- ②議会は、開かれた議会とするため、市民に議会活動及び議会の保有する情報を公開しなければならない。

市民に開かれた議会とするために、会議の公開や議会に関する情報の公開について定めています。

三好市議会は、ケーブルテレビで本会議だけでなく常任委員会・特別委員会等の会議を中継するなど、会議の公開が進んでいます。このような開かれた議会運営を今後も継続し、議会活動や情報の公開に努める必要性を定めています。

「議員の責務」って何？

- ①議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう活動しなければならない。
- ②議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たさなければならない。
- ③議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うため、常に研鑽に励み見識を高めるよう努めなければならない。

日本の地方自治制度においては、市民の意思を代表する市議会議員の役割は重要です。ここでは、先に述べた「議会の責務」を果たすために、市議会議員に求められる責任と義務を定めています。

①は、議員は個別利益に偏ることなく、公正かつ誠実に活動し、市民の意見を反映させることを定めています。
②は、開かれた議会とするために、議員活動を通じて積極的に市民に情報を開示し、説明する責任と義務があることを定めています。

③は、議会が政策提言等の機能を十分に発揮するために、議員一人ひとりが常に研鑽に励み見識を高める努力をすべきことを定めています。
来月号では「第4章 市長及び職員」について解説していきたいと思

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。
ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます